

阿武町教育用情報端末整備事業に係るプロポーザル応募要項

1 目的

この要項は、阿武町が導入する阿武町教育用情報端末整備事業（iPad OS LTEモデル）に関して、優れた供給能力を有する契約の候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに係る応募の手續等について必要な事項を定めるものとする。

2 提案を公募する事業の概要

(1) 事業の名称

阿武町教育用情報端末整備事業

(2) 事業の仕様、数量、納入期限及び納入場所

ア タブレット端末の調達

イ タブレット端末の設定作業

ウ 端末管理サービスの設定と導入

エ データ通信回線の提供

オ 学習支援アプリの提供

カ タブレット端末導入後のサポート（保守対応）

キ 学校教職員向けの研修の企画及び実施

詳細は、別添仕様書のとおり

3 総経費の限度額

24,620,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

仕様書にかかる総額（通信料等含む（5年間））

4 参加資格

この手續に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者でないこと。
- (2) 阿武町の入札に参加する者に必要な届け出がされていること。
- (3) この手續の開始の日から令和2年7月8日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る入札の参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手續き開始の申し立てをしていないこと。また、民事再生法（平成11年法律第75号）に基づく再生手續き開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団または暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。

5 参加申込手続

- (1) 提出書類 「参加表明書」(様式第1号)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること)
- (4) 提出場所 阿武町教育委員会
- (5) 受領期限 令和2年7月8日(水)午後5時まで

6 提案書の提出手続

- (1) 提出書類 「7 提出書類」のとおり
- (2) 提出部数 各8部(1部は正本、他7部はコピー可)、左側を2箇所ホッチキスで留める。パンフレット等ホッチキス留めできないものは別にし、各8部提出。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること)
- (4) 提出場所 阿武町教育委員会
- (5) 受領期限 令和2年7月22日(水)午後5時まで

7 提出書類

(1) 提案書

ア 提案書表紙(様式第2号)

イ 企画提案書(A4版10ページ以内)

- ・様式は自由とするが、「10(2) 審査基準」を踏まえて、具体的かつ簡素に記述すること。
- ・機器の詳細仕様については、ウの「選定した機器のカタログ等」により替えることができる(カタログ等はページ数に含めない)。
- ・A3版を用いる場合は織り込みの上、編さんすること。ただし、A3版1枚につきA4版2ページと換算すること。

ウ 選定した機器のカタログ等(該当箇所に下線を引くなど、当該機器が仕様を満たしていることがわかるよう工夫すること。またカタログ等で判別できない場合は、仕様を満たしている旨の証明等を添付すること。)

(2) 会社概要(様式第3号)

(3) 見積書(様式第4号)

調達物品の機器費(補助金見込額を含む)、パッケージされているソフトウェアの費用、搬入費用、諸経費、通信費等、5年間の経費を積算の上、記載すること。有償オプションを提案する場合は、参考価格を提示すること(任意様式)。

(4) 企画提案書評価項目対応表(様式第5号)

評価項目に対応した企画提案書の該当ページ等を記載すること。

8 質問及び回答

(1) 質問事項は、質問書（様式第6号）に内容を簡潔にまとめて記載し、令和2年7月8日（水）午後5時までに電子メールにて送付すること（電話不可）。

提出先アドレス kyoui@town.abu.lg.jp

(2) 回答は、令和2年7月16日（木）午後5時までに参加表明書提出者全員に電子メールにて送付する。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 対象者 6により提案書を提出した者

(2) 日 時 令和2年7月29日（水）午前10時から（予定）

(3) 場 所 阿武町町民センター 研修室（阿武郡阿武町大字奈古3078-1）

(4) 審査方法

ア 審査時間は約25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング質疑応答10分程度）とする。

イ ヒアリングへの出席者は各社3名以内とする。

ウ スクリーン、プロジェクタは事務局で用意する。その他パソコン等は必要に応じて提案者で用意すること。

エ 説明は、提案書に記載した内容に限る。新たな資料等の提出や説明は認めない。

(5) 留意事項

ア 参加表明書、提案書の作成及びプレゼンテーション参加に要する経費は参加者の負担とする。

イ 提案内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとする。

ウ 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となること。

(ア) 提案書を提出期限後に提出した場合

(イ) 提案書に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 本応募要項に違反すると認められる場合

(オ) その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

エ 参加者は、複数の提案書を提出することはできないこと。

オ 提出期限後の提案書の変更、差替え、若しくは再提出は認めないこと。（誤字・脱字等軽微なものを除く。）なお、採用の有無に関わらず、提案書は返却しないものとする。

カ 参加表明書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）により令和2年7月16日（木）午後5時までに事務局へ持参又は郵送により提出すること。

(6) その他

ア 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、対面でのプレゼンテーションではなく、Web会議システム等を利用した形式とする場合がある。

イ 応募者が多数あった場合等は、プレゼンテーションを実施せず、提案書等により審査することがある。

なお、プレゼンテーションの実施の有無については、令和2年7月22日
(金) 午後5時までに参加表明書提出者全員に電子メールにて通知する。

10 審査選考

(1) 最優秀提案者の決定

阿武町教育用情報端末調達審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査（実施しない場合あり）を次項の審査基準に基づき実施し、全審査委員の合計評価点数が合計配点数の6割以上の者で、合計評価点数が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を最優秀提案者として決定する。

(2) 審査基準

阿武町教育用情報端末調達審査基準（別紙）に掲げる11項目

評価項目		配点
1	全体計画、事業遂行能力等	100点
①	基本姿勢、提案の趣旨	30点
②	実施計画	30点
③	実施体制	40点
2	企画提案評価	150点
①	ハードウェア	30点
②	管理ソフト	20点
③	データ通信	20点
④	学習支援ソフト	20点
⑤	保守対応	20点
⑥	導入支援	30点
⑦	オプション ※見積対象外	10点
3	経済性評価	100点
①	見積額	100点
合 計		350点

(3) 審査結果

審査の結果については、令和2年8月9日（月）までに文書により通知する。

(4) その他

当該協議が不調のときは、全審査委員の合計評価点数が合計配点数の6割以上の者で、合計評価点数が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 事務局（参加表明書等提出先）

阿武町教育委員会

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古3078-1

電話083-933-4530、F A X 083-933-4539、電子メール kyoui@town.abu.lg.jp